

## 社員紹介コーナー

入社して5ヶ月が経ち、会社にも慣れてきました。毎日新しいことの連続で覚えることが多く大変ですが、たくさんの人に助けて頂きながら充実した日々を過ごしています。まだまだ半人前ですが、少しずつでも知識をどんどん吸収し、いろんな人の役に立ちたいです。



永田 ちひろ  
平成26年4月入社

### 社員からのコメント

小野：永田ちひろさんは、今春、長崎大学経済学部を卒業したばかりのフレッシュな新人です。大卒の女性は、永田会計では久しぶりなのでどのような素晴らしい人財に育って行くものか、期待は高まる一方です。

中村：入社してはじめての後輩ができました。私自身まだまだ学ぶことが多く、先輩から様々なことを教えていただいている身ですが、少しでも力になれるように頑張りたいと思います。これからよろしくお願ひします。

小方：今年も新卒の仲間が増えました！とても真面目に仕事をこなしてくれています。まだまだ慣れないことばかりかとは思いますが、先輩方に指導してもらい、たくさん仕事を覚えて頼もしい人材になってください。

## ～ ふるさと納税と特産品の課税関係 ～



### 「ふるさと納税」とは

ふるさと納税は、確定申告を要件に、自治体への寄附金についておおむね個人住民税の所得割額の1割を上限に、所得税と個人住民税あわせて最高で2,000円を除いた寄附金全額分が軽減できる制度です。上限があるため寄附する側としては、いくらまで軽減できるのか興味があるところでしょう。この点について、総務省が『2,000円を除いた全額控除される寄附額の目安』を公表しており、たとえば次のように記載されています。

給与収入	夫婦	夫婦(共働き)	夫婦	夫婦(共働き)	夫婦
	子なし	子1人(大学生)	子1人(高校生)	子2人(大学生と高校生)	
900万円	77,000	76,000	73,000	71,000	66,000
1,500万円	190,000	188,000	184,000	182,000	176,000
3,000万円	516,000	514,000	509,000	507,000	500,000
5,000万円	916,000	914,000	909,000	907,000	900,000

### 特産品の受領と課税関係

ふるさと納税を行ったことにより、金額に応じて自治体から特産品などを受け取る場合があります。インターネット上には、「ふるさと納税ポータルサイト (<http://www.furusato-tax.jp/>)」など特産品から寄附先を選ぶことができるサイトがあり、特産品を楽しみにされている方もおられるようです。

このような特産品を受け取ったときは、課税上、一時所得として取扱います。この場合、特産品の価値が収入金額となる一方で、寄附金額は特産品を得るための支出ではないため、特産品の価値から特別控除額を差し引いた金額が一時所得の金額となります。特別控除額は50万円あるため、特産品の受領のみで一時所得として課税されることは考えにくいものの、生命保険契約の一時金等、他に一時所得として課税される所得があれば、この特産品の価値分も一時所得として含まれます。

なお、ふるさと納税の上限を1割から2割へと拡充する動きもあるようです。今後の改正動向にも注視したいところです。

